



先物取引の自由を守り、明日を礎くフューチャーズ トリビューン

発行所:株式会社経済エクスプレス 〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-14-2 電話(03)3667-8371 編集・発行人:村尾 和俊 購読料:月3,960円・郵送料:月210円(税込)

New Wave ■ 全量政府管理の食糧時代から自由競争への変貌

食料の安全保障、コメの需給はどう変わったのか

堂島取引所のコメ先物本上場申請が不認可となり1年が経過した。その間、ロシアのウクライナ侵攻が始まり、半年を過ぎた今も終息の兆しが見えず、ロシア軍がウクライナの穀物輸出港を占拠したことで大量の穀物輸出が滞っている。世界的に不透明感が蔓延する中、日本も今月10日に第2次岸田改造内閣が発足し、農相に野村哲郎参議院議員が就任した。いわゆる農林族の議員で、コメ先物については2019年8月5日の農林部会で、当時の部会長として試験上場延長の最後通告を行った人物だ。コメ先物に対しては、鹿児島同郷の農林族のドン森山裕・自民選対委員長同様、強固な反対派とされている。そんな野村農相のインタビューが25日付の読売朝刊に載っていた。22年産の主食用米について概算金が前年比で上昇傾向にある背景を踏まえ「米価を決める一番の要素は需給バランスだ。長期的な価格安定に向けて、需要に見合ったコメ作りが重要だ」と見解を語っているが、生産調整の復活ともとれる発言である。コメ農家にどんどんコメを生産してもらい、余剰分を輸出に回すという構想が除外されているのは、日本に輸出米市場が完備されていないからだろう。輸出米市場(現物・先物)の可能性については一部ではあるがコメ有識者からの指摘もある。輸出米市場の話題は今回措くが、食料の安全保障が重要課題と位置付けられた現環境下で、米価についてJAを主体とする従来の手法を踏襲するのか、現物・先物両輪の売買市場を整備し生産者に選択肢を広げるのか、改めて国内のコメ流通を振り返り考察したい。



食料の安全保障が国家の最重要課題に

コメ生産流通の全量が政府管理だった食糧時代

食糧制度(1942~94)が適用されていた時代、コメは生産と流通すべてが政府の管理下に置かれていた。当時、コメ農家は生産したコメについて売り先を事前登録する必要があった。だがどこに売ってもいいわけではなく、国の免許を持つ1次集荷業者に限定されていた。1次集荷業者は登録農家30戸以上、コメの取扱数量50トンを以上の許可要件を満たさなければならず、事実上農協の独占状態だった。農協以外の1次集荷業者も90年代初頭には全国で1,500ほど存在し、全国主食集荷協同組合連合会(全集連)という団体を形成しては

いたが、コメの扱量は全体の5%程度に過ぎなかった。さらにコメ農家が複数の集荷業者と売買契約を交わすことは認められておらず、農協との関係が破綻した場合コメの売り先がなくなるという事態に等しかった。このため農協の方針に表立って逆らうことはできず、結果的に既得権益の保護を助長することになった。食糧制度当時のコメ流通を詳述すると、まず春先にコメ農家は登録している1次集荷業者(つまり農協)と作付けについてどの銘柄を何俵売り渡すという数量予約をする。ただし売り渡せる量には限度があり、それを超えたコメは超過米として安く買い上げられていたが、食糧制度の後期

は政府米の集荷が思うようにならず、超過分についても通常価格での買い上げとなっていた。コメは秋に稲刈りを迎え、コメ農家は玄米にして出荷する。前述のとおり出荷先はほぼ地元の農協で、玄米は農協指定の袋に詰めて出荷されるが、コメ袋は無料ではなく1袋80円ほど出して農協から購入した。袋詰めしたコメをパレットに積み上げ自分の納屋に保管し、農協指定の業者がパレットごと農協の倉庫に運ぶという流れである。ちなみに運送手数料は1俵(60kg)当たり約70円だった。ここで視点を農協側に移すと、集荷(コメ農家にとっては出荷)したコメを倉庫に集めた後、食糧庁の機関である

食糧事務所の検査が始まる。コメの品質をもとに1等から3等及び等外までの等級が格付けされる。こうした生育状況のほかにもコメの出自、つまり銘柄のランク付けが1類から5類の間で行われ、等級と銘柄でコメの商品価値が決まる。こうして農協に集荷されたコメは検査後3コースに分かれて出荷されていくが、それぞれの流れを追ってみる。**[政府米]** 政府米は諮問機関である米価審査会の答申など所定の手続きを踏んだ上で値決めされ、政府が買い上げるコメを指す。各都道府県の農協に集められた政府米は、それぞれの地域に設置された2次集荷業者の経済連を経由し全国集荷の指定法人である全農に集めら

れる。コメはその全農から政府に売り渡されるのが通常の売買である。その際、政府が買い上げる価格は全国均一であった。ただ1次集荷~2次集荷~全農~政府という一連の流れはあくまで伝票上の取引であり、その間コメそのものは倉庫から動くことがない。コメが倉庫を出るのは政府に買い上げられてからで、そのルートも2通りに分かれる。まずは倉庫から消費地に運ばれるコースで、政府が事前の計画に基づき消費地にある政府所有または政府指定の倉庫に一旦移される。次に政府と卸売業者など買い手との売買契約が成立することに今度は倉庫から卸売業者に運ばれる。他方のコメは農協の倉庫に残され、地元消費に回され

日本テクノシステムが提供する

匠シリーズ

- ISV
 - ・ディーリング・ポジション管理
- 勘定系
 - ・フロント・ミドル・バック
- 情報系
 - ・BIツール・チャート
 - …etc

TS 日本テクノシステム株式会社
 東京都中央区日本橋小網町9-9 小網町安田ビル
 HP: <http://www.nihontechno.co.jp/>
 E-mail: sales@nihontechno.co.jp Tel: 03-3661-7372 (片山、宮崎)

New Wave ■ 食糧制度終焉の流れに拍車をかけた平成コメ騒動

る。地元の卸売業者などと売買契約が成立してから動き出すものである。

卸売業者に渡った政府米は精米され「標準価格米」として小売業者や外食産業に売られる。ここでようやく消費者に姿を見せるという構造だ。**【自主流通米】**

1969年(昭44)に導入された自主流通米制度は、食料事情の改善によるコメ余り、全量買い上げという政府の財政負担増という2つの問題解消が目的だった。

政府米同様、コメ農家は1次集荷業者〜2次集荷業者を経て全国集荷団体の指定法人(つまり全農)に販売を委託する。委託を受けた全農は政府を通さず直接卸売業者などに売り渡す。表からは政府を通過するかしないかの違いしか認識できないかもしれないが、実際は政府米と自主流通米の性質は大きく異なる。

決定的な相違点は値決めで、政府米はコメ農家が出荷した時点で政府の買い上げ価格が明らかになっているのに対し、自主流通米は出荷時点で値段が決まっていない。コメ農家は全農・経済連に販売を委託した形になっていて、売り渡し価格や買い手はその後の交渉次第となってくる。

とはいえ農協の倉庫に入る段階までは政府米と一緒に、自主流通米は検査を受けた後販売先が決まるまで倉庫で保管される。自主流通米の売買は入札と相対取引という2種類の手法があったが、入札は90年の食糧制度末期に導入された制度である。どこの自主流通米も売り手は全農と経済連、買い手は全国の卸売業者という構図で、入札においては国が公益法人「自主流通米価格形成機構」を新設した上で「自主流通米取引所」を東京と大阪に開設した。

入札は年5回、産地や銘柄別に行われ、価格や買い手が決まっていた。だが自主流通米といっても結局政府の管理下にあるコメには違いなく、入札にも様々な規制が敷かれた。例えば入札量は各銘柄の25%まで、入札価格は過去3年の水準をもとに算定された標準価格から最大上下7%までに制限された。価格の乱高下を防ぐためであった。

自主流通米の入札制度に潜む大きな問題点

1969年(昭44)に導入さ

れた自主流通米の売買は相対取引で行われてきたが、90年(平2)に入札制度が導入された。だが入札には様々な問題点があった。

まず自主流通米といっても政府の管理下に置かれたものであった。一方の買い手も正規の免許を持つ全国約200の卸売業者に限られており、結局は農家が自由にコメを売買できる場ではなかった。

入札の流れは以下のとおりである。売り手(経済連など)が自主流通米取引所を通じて自主流通米価格形成機構に売りたいコメの銘柄や量(予定)を提出し、機構がリストを買い手側に公示する。買い手はそのリストを見て希望の銘柄や量を入札するという仕組みとなっていた。

だが自主流通米の入札には大きな問題点が2つあった。まずは買い手がリストだけをもとに入札しなければならず、現物米を確認することができない。つまり現物取引の場でありながら、実態は値決めだけの場となっていたことである。2つ目は売り手側の経済連の多くが卸売業者の免許を保有しており、つまり買い手側でもあるという点である。このため、例えば自分が売り手として出したコメについて、買い手側に回り上限ギリギリの高値を付けることもできた。

これだと需給関係に根差した落札価格ではなく、実態を反映しない歪んだ価格が形成される危険性が高くなる。また、売り手側の経済連が一部の卸売業者にリストを通じて提示した価格や数量を押し付けていたという見方もできた。こうした指摘を受けた機構側は、93年産米の取引以降、売り手側のコメに入った入札については、即座に買い手側の名前と入札価格を公示するようルールを変更した。しかし同年は大凶作となった平成米騒動の年で、結局入札そのものが廃止され、翌年には食糧制度も終わりを迎えることになる。

ただ入札で流通する割合は自主流通米全体の25%に過ぎず、残りの75%は相対取引によるものであった。

その相対取引は食糧制度末期において取引ボリュームが最も大きい流通経路だった。

まず相対取引は全農が窓口を務めていた。当時全農は全国に札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5カ所に支所を持ち、各支所の管内で現地のコ

メを取り扱っていた。卸売業者は全農各支所の担当者と価格や量を交渉する形になっていた。ところが交渉で決まる価格は直近の入札における落札価格が基準となるため、需給関係が反映されていたとはいえない状況であった。

売買量についても基準になるのは過去の実績で、交渉過程でも微調整のレベルにとどまっていた。

つまり、相対取引とはいえその実態は全農が取り仕切る流通市場に他ならなかった。

農協の倉庫に保管された自主流通米は入札もしくは相対で買い手が決まると、全農が出庫指令を出し消費地の卸売業者に渡る。それ以降の流れは政府米と変わらず、消費地で精米され標準価格米として小売業者や外食産業に売られていった。

青森発、生産地の小売店からコメが消えた!

前述した平成コメ騒動は1993年(平5)9月、青森から始まった。それが岩手、宮城へ南下し、10月下旬には福島と山形へ飛び火した。だが東京など都市部ではコメが品薄傾向ではあったものの、意外にもこの時期それほどの混乱は生じていない。小売店からコメが消える異常事態は、実は消費地ではなく生産地から発生していたのである。

理由は生産者がこの年、小売店でコメを買う消費者に転じたためとの分析がある。コメ農家は大凶作で収穫が激減したため一家の消費分を小売店で買い求めるようになった。さらに親戚に送る縁故米(ヤミ米)など、不足分のしわ寄せが小売店に集中したことで生産地の需要が急激に上昇し、供給が追いつかなくなった。

この結果、店頭からコメが消え店のシャッターを下ろす小売店の姿が大々的に報道されていった。これがコメの供給不安を煽ったということにも繋がり、ある意味コメ騒動は人為的な側面も大きい。

だが見方を変えようと、食糧制度という建て前の裏に潜むコメ流通の歪な実態が顕在化したともいえる。つまり水面下でのヤミ米ルートが大凶作によって絶たれ、食糧制度の下でコメ調達せざるを得なくなった消費者が、正規の供給源である小売店に殺到したパニックこそがコメ騒動の本質

との見方もできる。

大凶作に見舞われるまで、政府米在庫の適正水準は100万トンとされていた。コメの供給計画などは通常新米の収穫がほぼ終了する11月を基点に、翌年の10月までを1年と考える「米穀年度」で組み立てられる。10月末時点で100万トンのコメを残し、それを11月からの新米穀年度に繰り越すことを続けていけば、凶作など不測の事態に直面してもコメの供給は揺るがないという考えである。

コメ配給制度の復活、食糧庁の統制下に

だが肝心の政府米在庫が92年から激減していた。食糧制度の末期はコメ農家も、順法精神を発揮しわざわざ実入りの少ない政府米として販売するより、ヤミ米として売りさばいた方が儲かったからである。この頃になるとコメ農家のヤミ米への後ろめたさはほぼ消失していたと考えられ、食糧制度はほとんど崩壊していたとみていいだろう。

結果として政府米在庫は92年が26万トン、大凶作の93年は20万トンに過ぎず、220万トンの不足に対しその10分の1すら用意できなかった。この段階で食糧庁は、コメの緊急輸入を検討し始める。

食糧庁がまとめた94年米穀年度(93年11月〜94年10月)のコメ供給計画によれば、前年の93年産収穫量が約783万トン、うち食糧庁が政府管理米(食糧制度の政府米及び自主流通米)としての集荷分が約400万トンで前年比で200万トンマイナスの大幅減、残り分の383万トンはヤミ米・縁故米・農家保有米(自給用)という内訳である。

一方でコメの供給量については主食用が540〜560万トンと推計していた。内訳は政府米が200〜220万トン、自主流通米が330〜350万トンとなる。前述のとおり政府米在庫20万トンに、94年産の早稲を仮に同量の20万トン補充したとしても、160〜180万トンの不足となるが、この分をすべて輸入米で充当しようという算段である。

大凶作の93年は、自主流通米市場においても大きな動きがあった。同年産の自主流通米は冷害と長雨の影響で品不足が決定的な状況で、8月の入札開始以降、全銘柄が軒並みストップ高となった。いずれも値幅制限の上限値に張

り付いたままという膠着状態で、食糧庁は入札の意味がないと判断し市場の価格決定権を取り上げる形で入札を中止してしまった。その上で集荷したコメを都道府県ごとに、過去の実績(消費量)に応じた分量だけ割り当てるという施策を講じた。

これは、事実上コメの配給制度の復活に等しく、価格も量も再度食糧庁の統制下に入ったことを意味していた。

コメ農家の販売網が拡大、ヤミ米も合法に

食糧制度から食糧法への移行については、規制緩和という見方をすると理解しやすい。具体的には建前上ではあったが生産米の全量を政府の管理下に置いてきた食糧制度から、食糧法では政府の干渉を非常時に備えた備蓄米もしくは海外から輸入したミニマムアクセス米(MA米)に限定したわけである。つまりコメは政府の全量管理から部分管理に変わり、事実上ヤミ米が合法化されたのである。

原則JA(農協)への出荷が決まっていたコメ農家の販売ルートも、卸業者や小売業者への販売や消費者への直売が可能となった。

生産調整についても選択性が採られたが、現場ではまだ強い強制力が残っている模様だ。

流通分野も様変わりし、食糧制度では許可制だったコメの卸業、販売業も、食糧法では登録制となり、一定の要件を満たせば誰でもコメの販売が可能となった。

一方、農家だけではなくJAや経済連も食糧法によりそれぞれコメの販売が可能となった。もともとJAは農家からコメを集荷する1次集荷業者、そのJAからコメを集めていた2次集荷業者の経済連も独自の販売経路を持つことが可能になったことで、出荷者側の競争は激化した。

これを卸や小売業者からみると、仕入れルートが多様化され、大手量販店や外食産業の影響が高まることともに、コメの価格決定主導権は卸や小売業者に移っていった。

このため米価は下落基調が進み、小規模農家の経営は徐々に苦しくなり現在に至っている。食糧制度から食糧法への変化は、つまるところ公平安定の流通から自由競争への変貌であったと結論付けられるだろう。